

熊谷市監査委員公告第12号

令和6年度出納室定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和6年11月5日

熊谷市監査委員 富井 晴 夫

熊谷市監査委員 新 島 一 英

令和 6 年度出納室定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
1 収入事務 指摘事項なし。 2 支出事務 指摘事項なし。 3 契約事務 (1) 報告書及び請求書について、実際の収受日と異なる日付で収受されていたので、適正な事務処理を行うべきである。 (2) 検査結果通知書を通知していなかったため、熊谷市標準委託契約約款第 10 条及び第 11 条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 (3) 受注者の現場責任者が定められていなかったため、熊谷市標準委託契約約款第 5 条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 4 財産管理 指摘事項なし。 5 その他 指摘事項なし。	3 契約事務 (1) 収受の日付について、適正な事務処理を行うよう改めた。 (2) 熊谷市標準委託契約約款第 10 条及び第 11 条に基づき、適正な事務処理を行うよう改めた。 (3) 今後の委託契約の執行については、熊谷市標準委託契約約款第 5 条に基づき、適正な事務処理を行うよう改める。